



令和6年播き麦栽培管理情報

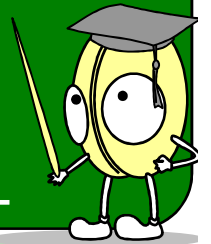
第1号

実需者から望まれる品質を目指そう！

～排水対策は安定生産への近道です。

基本技術の励行を行いましょう～

香川県中讃農業改良普及センター



実需者から求められる麦づくりは安定生産が第一！

令和6年産は、11月中旬の大雨により、播種が11月上旬と下旬に分散しました。また、2～3月の多雨で排水性の悪いほ場を中心に湿害が発生、さらに成熟期前後の大雨により倒伏、品質低下が見られるとともに、適期収穫が妨げられました。

そこで、収量・品質を確保するために、水稻の収穫後の排水対策や適期播種など、基本技術の励行を行いましょう。

また、実需者からは年次変動の少ない安定生産や品質のより一層の向上が要請されています。

特に小麦のタンパク質を8～9%に高めるよう改善が求められていますので、追肥重点型の施肥体系など、品質改善に向けた取組みを進めましょう！

麦づくりは播種前から始まっています。



水稻収穫後に排水溝(明渠)などを設置しないとこうなることも・・・。



降雨があると“わだち”に水が溜まります。あらかじめ、排水溝を設置するとともに、ほ場周辺に明渠(ヨケ)を設置しましょう。溜まってしまった水は、鍬や管理機などで排水溝へ出しましょう。

“麦は「湿害」に弱い畑作物です“排水対策第一で！”

＜水稻収穫後＞

雨水を早期にほ場外に出す！

(土壤に浸みこむと乾くまでに時間がかかります。)

ほ場の周囲などに明渠排水（一輪管理機、溝堀機を利用）の設置をしましょう。

・弾丸暗渠やスタブルカルチの利用も有効です。

耕起が深いと
雨水を保ちやすく
なるので注意！

浅耕処理により乾田化促進！

処理前

コンバインの切りわらは夏の干ばつ対策の敷きわらと同じです。

切わらが堆積していると乾きにくい

3～4cmを
目安に耕起

処理後

稲わらをすき込むことで乾田化

条件の良い時を逃さずに播種しましょう

適期播種で収量品質が最高

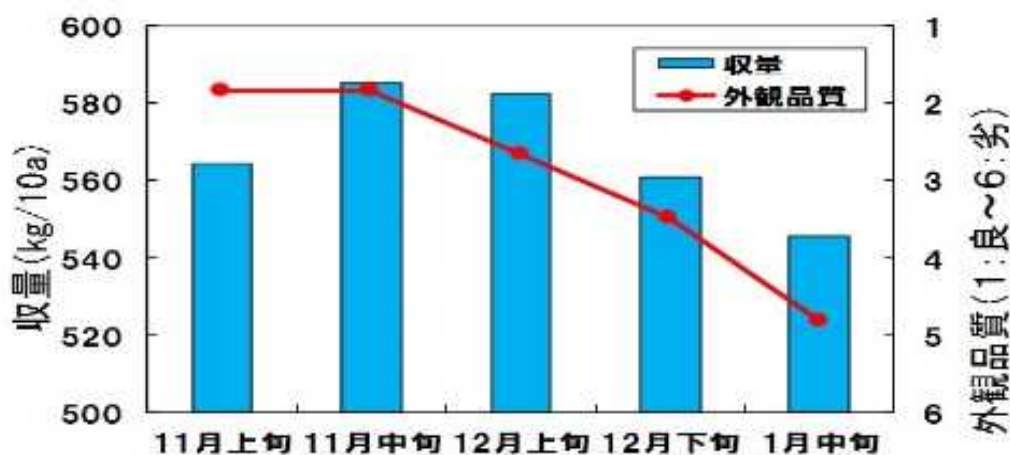


図 「さめきの夢2009」の播種期と収量及び外観品質
(平成22～24年播の3カ年平均、農業試験場)

◎適期播種

気温の上昇に伴い、播種適期は遅くなっています!!

12月に播種する場合は、播種量を増やし、施肥量を減らします。

◎播種時期が遅れると収量は低下し、降雨による収穫の遅れや穂発芽など、品質低下のリスクが高まります。

→ 播種「適期」になり、土壤水分が適正になったら、速やかに播種しましょう！ 播種適期は11月15～30日です。

播種から除草剤散布までを一体的に行いましょう。



播種



排水溝の連結



除草剤散布

◎天気予報をもとに作業計画を立てましょう。
一連の作業をスムーズに行うため、作業班体制などを組み、計画的に行いましょう。

除草剤の適正処理で効果を高めましょう。

チェック

播種前に雑草が多い場合

耕起前処理が
大切です

播種前

雑草が多い場合は、ラウンドアップなどの非選択性除草剤を事前に処理し、草を枯らしてから播種しましょう。播種後散布では、効果が劣ります。

播種時

ボクサー又はリベレーターフロアブルのどちらかを散布します。もし、非選択性除草剤を混用する場合は、先にボクサー又はリベレーターを希釈し、その後非選択性除草剤を混用します。

播種時の土壌が乾いている場合

初期除草剤(土壌処理剤)は播種後の土壌表面に処理層を作り、雑草を枯らします。土壌が乾いている場合は、水和剤は溶く水量を多めにし、粒剤は耕起後の土に湿りがあるときに処理することで、効果が高まります。

また、処理後に大雨が降ると効果が低下しやすいので、天候を考慮して散布しましょう。



トレファノサイド抵抗性スズメノテツポウ

除草剤抵抗性スズメノテツポウ

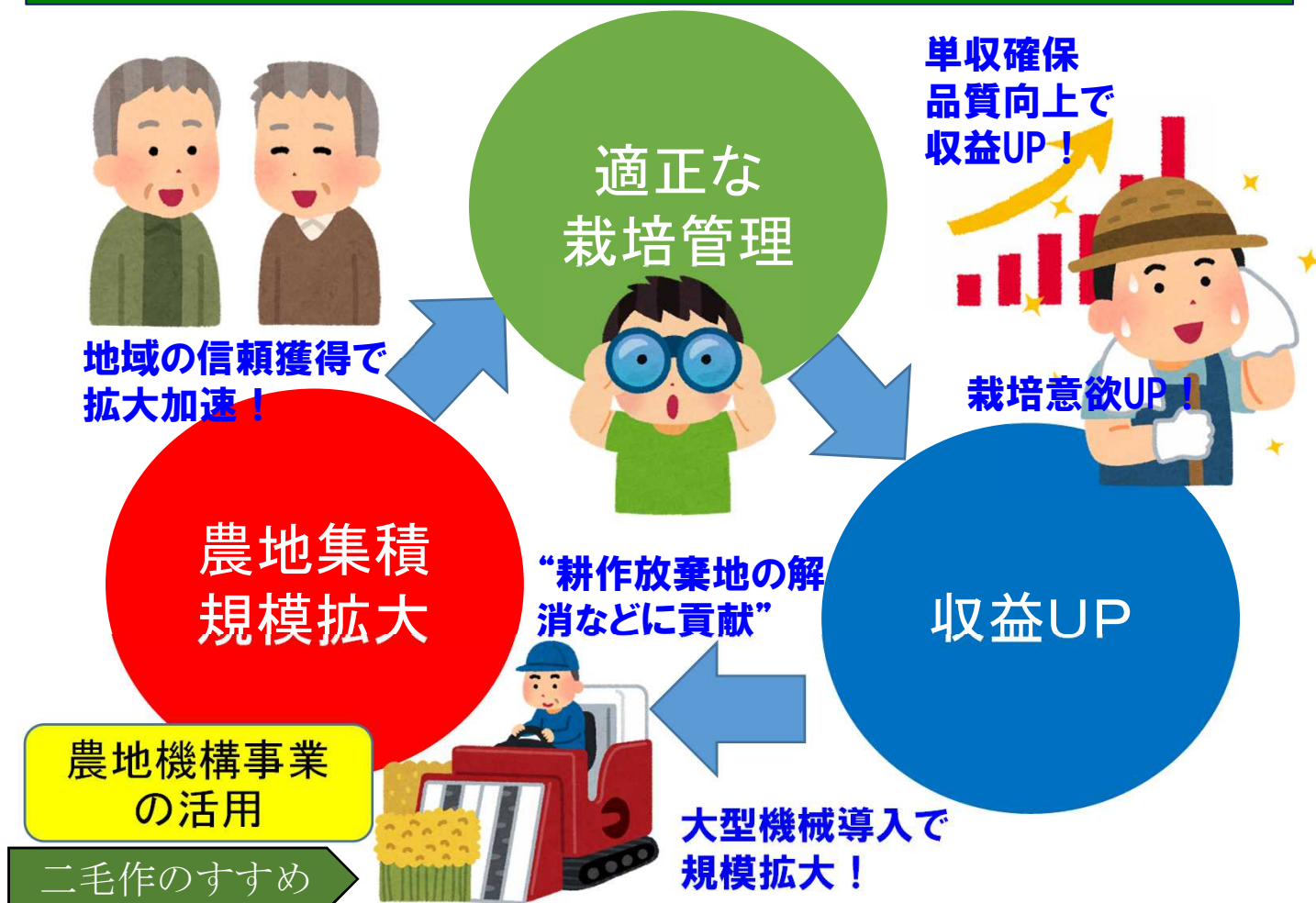
- ・トレファノサイドやハーモニーが効かない
- ・初期除草剤はボクサーやリベレーターが有効
- 残草があれば中期除草剤を散布



この情報は、香川県中讃農業改良普及センターホームページに掲載しています。
URL:<https://www.pref.kagawa.lg.jp/chusannokai/index.html>



“「稲+麦」の経営の好循環で地域に貢献”



- ① 水稻と麦で、同じ農業機械を活用できます。
- ② 水稻作付により、畑地雑草や畑作物の病害虫を低減できます。
- ③ 農地の有効活用により周囲からの信頼が向上し、農地集積による規模拡大がしやすくなります。

※麦類の支援策の対象者は、認定農業者・認定新規就農者・一定の要件を満たす集落営農組織に重点化されており、国や県、市町の「支援策が充実」しています。

※なお、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田となるには、「過去5年間に最低1回は水張り(水稻作付)」を前提とする、国の方針が示されています。